



オリンピック・パラリンピックと人権

毎月11日は「人権を確かめあう日」です。

4年に1度の国際的なスポーツの祭典として、多くの人々が注目するオリンピック。そのオリンピックに関してこんな言葉を聞いたことはありませんか？

「オリンピックは、勝つことではなく参加することにこそ意義がある」

様々な国の選手が、全力で競技する姿はとても素晴らしく、感動を覚えます。そこには人種や国籍など関係ありません。近代オリンピックの父と呼ばれるフランスのピエール・ド・クーベルタン男爵が唱えたオリンピックの精神とは「スポーツを通して心身を向上させ、文化や国籍の違いを乗り越え、平和な世界の実現に貢献すること」であり、この理想は現代にも受け継がれています。

しかし、過去の大会では差別もありました。女性がオリンピックに参加できたのは、第2回パリ大会が初めてです。第1回アテネ大会は、古代オリンピック同様女子禁制の大会でした。また、1968年メキシコシティー大会において、陸上男子200mの決勝で1位と3位になったアメリカの黒人選手は、ブラックパワー・サリュート（黒人の力を示威する敬礼）と呼ばれる行為で、長くスポーツ界から追放されました。オリンピック憲章は、いかなる種類のデモンストレーションも、あるいは政治的、宗教的、そして人種的なプロバガンダも許可されないとしているからです。

新型コロナウイルス感染拡大により、1年延期になった東京オリンピック・パラリンピックの開催が目前に迫っています。「パラリンピック」という名称は、前回1964年の東京大会の際に日本で名付けられた愛称です。また、今回の大会は世界初、2度目の同一都市・同時開催になります。

私たちは開催国として、いかなる差別も許さないという姿勢が世界中から問われています。オリンピック・パラリンピックを通し、様々な国の社会や文化に関心を持ち、理解することが、多様性を認め合う社会へとつながり、世界平和への実現へとつながっていきます。

新型コロナウイルスが感染拡大することなく、この大会が無事に開催されることを願っています。

宇陀市人権啓発活動推進本部

2021.7

※このビラへのご意見・ご感想は

☎0745-82-2147または jinken@city.uda.lg.jp

